別紙様式第三十三

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体の議決権等の取得（法第26条第２項第９号、令第２条第25項第９号、同項第12号又は同項第14号）又は外国議決権行使等権限の取得（令第２条第25項第11号）に関する報告書

年　　月　　日

（宛先）
財務大臣及び事業所管大臣　殿
（日本銀行経由）

<table>
<tr><td rowspan="8">報告者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍・設立国等</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3">□ あり（リンク　　）
□ なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">報告者となる法的根拠
（該当分に○）</td><td colspan="4">イ　非居住者個人
ロ　外国法人等
ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社
ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等
ヘ　外国為替及び外国貿易法第55条の５第３項の規定により外国投資家とみなされるもの</td></tr>
<tr><td colspan="4">注１：「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、
③職業又は営んでいる事業の内容を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">注２：「ヘ」に該当する場合、非居住者等の詳細及び外国投資家とみなされる理由を記入
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>